

年金記録訂正請求に係る答申について

中国四国地方年金記録訂正審議会
令和6年7月18日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

国民年金関係 0件

厚生年金保険関係 2件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 0件

国民年金関係 0件

厚生年金保険関係 0件

厚生局受付番号：中国四国（受）第 2400001 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 2400009 号

第 1 結論

請求者の A 社における令和 3 年 8 月 30 日の標準賞与額を 30 万円とすることが必要である。

令和 3 年 8 月 30 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付（年金額）の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

なお、事業主は、請求者に係る令和 3 年 8 月 30 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 46 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 令和 3 年 8 月 30 日

請求期間において、A 社から賞与が支給され、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

A 社から提出された賃金台帳により、請求者は、請求期間において同社から 30 万円の賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが確認できることから、当該期間の標準賞与額を 30 万円とし、厚生年金特例法第 1 条第 5 項の規定により保険給付（年金額）の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

一方、厚生年金特例法は、第 1 条第 1 項ただし書において、請求者が、事業主が厚生年金保険料を納付する義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合には、同法に基づく記録訂正の対象としない旨規定しているところ、A 社に係る履歴事項全部証明書によると、請求者は、請求期間において同社の取締役であったことが確認できる。

しかしながら、請求者及び A 社の回答によると、請求者の担当する業務は利用者に関する書類の作成であって、社会保険関係の事務や経理には直接関わっていないとし

ている。

また、A社の代表取締役は、「社会保険に関する事務は届書の作成から提出まで全て自身が行っており、請求者は関与していない。賞与支払届を提出しなければならないことは認識していたが、経営状況の改善が見込めるまで、自身の判断で提出を保留にしていた。保険料納付は遅れていたが、支払う意思はあった。」旨回答している。

これらの事情について、認定基準により総合的に判断すると、請求者は厚生年金特例法第1条第1項ただし書に該当しないとするのが妥当である。

なお、事業主は、請求期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した後の令和5年12月22日に年金事務所に提出し、当該期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、その結果、保険料の納入告知は行われず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 2400020 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 2400010 号

第 1 結論

請求者の A 社における請求期間①から⑪までの各期間の標準賞与額を別表第 1 欄のとおりとすることが必要である。

別表第 2 欄の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付（年金額）の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

別表第 3 欄の標準賞与額（別表第 2 欄の標準賞与額を除く。）については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付（年金額）の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

なお、事業主は、別表第 1 欄の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 63 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 26 年 7 月 25 日
② 平成 26 年 12 月 15 日
③ 平成 27 年 7 月 24 日
④ 平成 27 年 12 月 25 日
⑤ 平成 28 年 7 月 25 日
⑥ 平成 28 年 12 月 22 日
⑦ 平成 29 年 7 月 25 日
⑧ 平成 29 年 12 月 25 日
⑨ 令和元年 6 月 25 日
⑩ 令和元年 12 月 23 日
⑪ 令和 2 年 6 月 25 日

A 社から請求期間①から⑪までの各期間に賞与が支給され、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、厚生年金保険の記録では、当該各期間に係る標準賞与額の記録が無いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 厚生年金保険法の規定による標準賞与額は、請求者が厚生年金保険の被保険者として、事業主から支払を受けた賞与額に基づいて決定し、また、厚生年金特例法により保険給付の対象とされるのは、当該賞与額又は事業主が源泉控除したと認められる厚生年金保険料額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であり、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

2 請求期間①から⑩までの各期間の厚生年金保険法の規定による標準賞与額については、請求者が提出した賞与明細書及び給与明細書並びにA社から提出された請求者に係る支給月別一覧表により確認できる賞与額から、別表第1欄のとおりとすることが必要である。

3 請求期間①について、請求者が提出した平成26年7月分給与明細書に記載された厚生年金保険料額（5万4,784円）については、このうち3万2,528円が賞与に係る保険料として控除されたと認められ、当該控除額に見合う標準賞与額は、別表第2欄のとおりであり、別表第1欄よりも少額である。

また、請求期間③から⑩までの各期間について、上記支給月別一覧表、請求者が提出した賞与明細書、給与明細書及び預金通帳の記録並びにB市が保管する給与支払報告書（個人別明細書）により確認又は推認できる賞与に係る厚生年金保険料控除額に見合う標準賞与額は、別表第2欄のとおりであり、別表第1欄と同額である。

したがって、請求者の請求期間①及び③から⑩までの各期間については、別表第2欄の標準賞与額を厚生年金特例法に基づき保険給付（年金額）の計算の基礎となる標準賞与額とし、別表第3欄の標準賞与額（別表第2欄の標準賞与額を除く。）については、厚生年金特例法の対象外となるため、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付（年金額）の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

一方、請求期間②については、請求者が提出した平成26年12月分給与明細書の「支給」欄に「決算賞与」として20万円と記載されているが、「控除」欄に記載されている厚生年金保険料額は各月分の保険料額のみで、賞与に係る厚生年金保険料は控除されていないと認められる上、請求者が提出した預金通帳の記録によると、平成26年12月15日にA社から「決算賞与」と同額の20万円が振り込まれていることが確認できる。

このほか、請求期間②に係る厚生年金保険料が賞与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらず、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間②に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

したがって、請求期間②については、厚生年金特例法に該当しないため、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付（年金額）の計算の基礎とならない標準賞与額として、別表第3欄のとおり記録することが必要である。

4 事業主は、請求者の請求期間①から⑩までの各期間の賞与に係る届出及び厚生年

金保険料の納付を行ったか否かについて、当初は、不明と回答しているが、その後、届出に関して事業主側に不手際があったことを認めている上、A社の請求者以外の複数の被保険者に関しても、賞与が支払われたにもかかわらず、オンライン記録には標準賞与額の記録がないことが確認されている。

したがって、請求者の請求期間①から⑩までの各期間について、賞与に係る保険料徴収権が時効により消滅する前に、事業主が当該賞与に係る届出を行ったとは認められず、その結果、保険料の納入告知は行われず、事業主は、当該各期間の賞与に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 2400020 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 2400010 号

請求期間	第 1 欄	第 2 欄	第 3 欄
	厚生年金保険法 第 24 条の 4 の 標準賞与額	厚生年金特例法 第 1 項第 5 項該 当の標準賞与額	厚生年金保険法 第 75 条本文該当 の標準賞与額
① 平成 26 年 7 月 25 日	40 万円	38 万円	40 万円 (※)
② 平成 26 年 12 月 15 日	20 万円	—	20 万円
③ 平成 27 年 7 月 24 日	30 万円	30 万円	—
④ 平成 27 年 12 月 25 日	40 万円	40 万円	—
⑤ 平成 28 年 7 月 25 日	54 万円	54 万円	—
⑥ 平成 28 年 12 月 22 日	3 万円	3 万円	—
⑦ 平成 29 年 7 月 25 日	56 万円	56 万円	—
⑧ 平成 29 年 12 月 25 日	42 万円	42 万円	—
⑨ 令和元年 6 月 25 日	73 万 2,000 円	73 万 2,000 円	—
⑩ 令和元年 12 月 23 日	79 万 1,000 円	79 万 1,000 円	—
⑪ 令和 2 年 6 月 25 日	76 万 2,000 円	76 万 2,000 円	—

第 1 欄 請求者が事業主から支払を受けた賞与額に基づく標準賞与額

第 2 欄 保険給付（年金額）の計算の基礎となる標準賞与額

第 3 欄 保険給付（年金額）の計算の基礎とならない標準賞与額

注記 (※) 第 2 欄の標準賞与額を除く。